

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）への参加判断に関する意見書

野田首相は、２０１１年１１月、「ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明し、そのための手続きとして、「各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経たうえで、あくまで国益の視点に立って、ＴＰＰについての結論を得ていく」ことを言明しました。

しかしながら、野田首相の発言に関する閣内の解釈は統一したものとなっておりません。更に、政府が関係国との協議の体制を確立することなく、対応方針も明らかにしないまま、事前協議をすすめる、情報の開示もせず、なし崩し的に交渉参加を図ろうとするのであれば、国民への信頼を欺くものです。

長野県民意識調査（２月２３日長野県民世論調査協会）によれば、ＴＰＰ交渉への参加「反対」が３２.５%と、「賛成」の２７.５%を上回っており、県民の多数は政府の説明が不十分と回答しております。このことはＴＰＰに対する県民の不安と政府の情報開示・説明姿勢に対する不満の表れです。

ＴＰＰは物品の例外なき関税撤廃や医療・医薬品、金融・保険、公共事業、検疫・表示制度など規制の撤廃、改悪を招くものであり、十分な情報開示や国民的議論も国民合意もないまま「交渉参加入りの表明」を行うことは、絶対に認められません。

よって、以下の項目を強く要望します。

- １．事前協議に臨む政府の統一方針が確立されるまでは関係国との事前協議は中断すること。
- ２．国民的議論に資する責任ある正確な情報開示を行うこと。
- ３．公正・公平な運営による国民的議論の場を設定すること。
- ４．国益に即した具体的な判断基準を政府の統一見解として明示すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。